

6月15日～7月21日まで実施

区民の意見を集中しましょう！

杉並区・新基本構想答申案
パブリックコメントがスタート

杉並区は、区政運営の指針となる「新基本構想答申案」を策定、皆さんの意見を募集します。区民のための構想になるよう、区に意見を寄せましょう。



基本構想とは？

区の最上位計画、区政運営の指針

「基本構想」は、今後10年間の構想で、区の条例では「区の最上位の計画であり、区政運営の指針」と定めています。区の各種計画の前提となるもので、今後の区政の方向性を左右する重要な計画です。

新基本構想答申案を見るには

6月15日付広報すぎなみ、区HPに掲載されます。閲覧は以下の場所でもできます。

企画課（区役所東棟4階）、区政資料室（西棟2階）、各区民事務所、各図書館

新基本構想案の特徴

目指すまちの姿 すまいのみやこ

これまでの構想や他区の構想とも異なる

- 杉並区1988年構想
「みどり豊かな福祉と文化のまち」
- 文京区「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」
- 練馬区「ともに築き 未来をつなぐ、人と緑が輝く わがまち練馬」

理念は自助と共助 公助は不明確

新基本構想案の理念

- 認め合い 支えあう
「支え—支えられる地域社会」
- 安全・安心のまち つながりで築く
「人のつながりを大切に」
- 次世代をはぐくみ 引き継ぐ
「一人ひとりが行動します」

区民のくらしが大変な時に

- 国保料が値上げで大変
- 収入減、消費税が重い
- 家賃が払えない、都営住宅も当たらない
- コロナで売り上げ激減

行政の責任こそ明確に！

施策の問題点、パブコメの手続きは裏面で紹介

みやこ？ 区の方角性示さず

基本構想答申案では、杉並区が目指すまちの姿として「みどり豊かな すまいのみやこ」を掲げました。抽象的でどんな街か分かりません。どのような杉並区にするのか明確にすべきです。

区民のくらし、福祉向上を理念に

基本理念は、憲法と地方自治法の基本原則にもとづき、すべての区民の健康で文化的な生活を保障することを明確にすべきです。また、区民や地域に責任を押し付けるのではなく、区の責任を明確にすべきです。

- 憲法25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 地方自治法第1条 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし…

医療、教育、芸術も ICT依存？

重点的取組ではICTのオンパレードです。

- 医療 ICTを活用した医療情報・介護サービス
- 地域共生 ICTの活用によりボランティア活動など…創出
- 孤立化防止 ICTを活用するなど多様なスタイルで
- 芸術 芸術活動にふれることができるようICTの活用

ICTとは…インターネットのような情報通信技術を利用した産業やサービス

問題点だらけ、区民の声で区民の構想へ

意見を寄せましょう！

基本構想答申案の、問題点、是正すべきと思う点の一例を紹介し
ます。パブリックコメントの参考にしてください。

くらし

問題① 区民のくらしの分析も支援策も無し

新基本構想答申案では、区民と中小事業者のくらしと経営の深刻な事態への言及も、区としてどう支援していくのかの記述もありません。

福祉

独居高齢者6割に、と言いながら

問題② 対策は「人と人とのつながり」？

新基本構想答申案では、福祉施策の記載はきわめて不十分です。高齢者分野では、単身世帯が6割になると強調しながら、くらしや介護の支援策は不明。孤立対策では「人と人とのつながり」の強調。区は何をするのでしょうか。

子ども

子どもの権利尊重、と言いながら

問題③ 中学生の「児童館増設」の声を無視

子どもの権利条約では、子どもの生きる権利、遊び成長する権利、意見尊重の権利などを示していますが、新基本構想答申案は「意見」尊重だけ。しかも、審議会として中学生アンケートを実施しながら、「児童館増設」などの声は無視です。

中学生アンケートの回答抜粋

- ・「児童館を増やしてほしい」
- ・「気軽に立ち寄れる場所がほしい」
- ・「子どもが楽しめるスペースがほしい」

衛生

新型コロナ感染の事態に直面しながら

問題④ コロナのコの字も、公衆衛生対策も無し

コロナ禍の深刻な事態をどう教訓にするかが問われています。しかし「衛生」施策ではコロナのコの字も、公衆衛生、保健所体制の強化もありません。

防災

「事前復興」を新たに強調

問題⑤ 耐震、耐火対策よりも幹線道路整備？

新基本構想答申案の防災対策では、あらたに「事前復興」の観点からの取組を重視。「被災しても復興・再建しやすい」まちづくりを強調。「都市計画道路の整備」が打ち出されています。

パブリックコメントの手続き方法

●意見提出方法

ハガキ・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、7月21日（必着）までに企画課（右記）にお寄せください。

ご意見には、住所・氏名（在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業者名と所在地、代表者の氏名）を記入してください。

区ホームページからご意見を書き込むこともできます。

●【提出先】

- ・ファクス：3312-9912
- ・メール：KIKAKU-K@city.suginami.lg.jp。
- ・住所：杉並区阿佐谷南1-15-1

●【閲覧・意見募集期間】

6月15日～7月21日まで

- 【閲覧場所】企画課（区役所東棟4階）、区政資料室（西棟2階）、各区民事務所、各図書館

●意見提出問い合わせ先：企画課

3312-2111（代表）

